

議案第60号

平成26年度愛西市一般会計補正予算(第7号)

平成26年度愛西市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751,663千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,714,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

[単位：千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
8 地方特例交付金		40,000	△40	39,960
	1 地方特例交付金	40,000	△40	39,960
9 地方交付税		5,350,000	326,220	5,676,220
	1 地方交付税	5,350,000	326,220	5,676,220
13 国庫支出金		2,446,271	37,074	2,483,345
	1 国庫負担金	1,870,870	19,784	1,890,654
	2 国庫補助金	564,186	17,290	581,476
14 県支出金		1,365,871	24,772	1,390,643
	1 県負担金	730,991	30,044	761,035
	2 県補助金	474,508	△6,914	467,594
	4 県交付金	8,883	1,642	10,525
15 財産収入		41,270	19,600	60,870
	2 財産売却収入	2	19,600	19,602
17 繰入金		2,890,216	△1,025,319	1,864,897
	2 基金繰入金	2,888,306	△1,025,319	1,862,987
18 繰越金		703,831	1,198,656	1,902,487
	1 繰越金	703,831	1,198,656	1,902,487
20 市債		3,298,800	170,700	3,469,500
	1 市債	3,298,800	170,700	3,469,500
歳入合計		24,963,307	751,663	25,714,970

## 歳出

[単位：千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,613,702	725,074	7,338,776
	1 総務管理費	5,784,872	745,827	6,530,699
	3 戸籍住民基本台帳費	30,817	△1,264	29,553
	4 選挙費	116,659	△19,489	97,170
3 民生費		8,384,258	58,202	8,442,460
	1 社会福祉費	4,464,124	30,463	4,494,587
	2 児童福祉費	3,477,118	25,676	3,502,794
	3 生活保護費	435,511	2,063	437,574
4 衛生費		1,702,830	210	1,703,040
	1 保健衛生費	789,911	210	790,121
6 農林水産業費		1,122,717	1,642	1,124,359
	1 農業費	1,122,527	1,642	1,124,169
10 教育費		2,256,390	△33,465	2,222,925
	3 中学校費	363,871	△30,000	333,871
	4 社会教育費	142,914	320	143,234
	5 保健体育費	830,668	△3,785	826,883
	歳出合計		24,963,307	751,663

第2表 継続費補正

変更

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	統合庁舎整備事業(工事費及び監理費)	3,949,700	平成24年度	0	4,120,436	平成24年度	0
				平成25年度	288,870		平成25年度	288,870
				平成26年度	2,816,905		平成26年度	2,939,705
				平成27年度	843,925		平成27年度	891,861

第3表 地方債補正

変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
統合庁舎整備事業	1,733,200	普通貸借又は証券発行	年 6.0%以内 (ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	1,903,900	普通貸借又は証券発行	年 6.0%以内 (ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。